

○総務省令第五十六号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月六日

総務大臣 松本 剛明

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官) 第四十四条の二 情報通信政策課に、情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官一人を置く。 〔2・3 略〕</p> <p>4 総合通信管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 情報通信審議会の庶務に関すること。 二 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。 三 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。 〔5・6 略〕</p> <p>(情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官) 第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官一人を置く。</p> <p>2 情報活用支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること(参事官の所掌に属するものを除く)。 〔一 略〕 〔二 略〕 〔三 略〕</p> <p>4 情報流通適正化推進室は、情報の電磁的流通の適正な利用の促進及び安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。</p> <p>5 情報流通適正化推進室に、室長を置く。 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>5 〔検査監理室及び貯金保険室〕 第五十三条 企画課に、検査監理室及び貯金保険室を置く。 〔2・4 略〕</p> <p>5 貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。)及び所属保険会社等(同条第二十四項に規定する所屬保険会社等をいう。)の事務の代行に係るものに関する事(第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く)。 二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関する事(第二項第四号から第六号までに掲げるものを除く)。</p>	<p>(情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官) 第四十四条の二 情報通信政策課に、情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官一人を置く。 〔2・3 同上〕</p> <p>4 総合通信管理室は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。 〔新設〕</p> <p>〔5・6 同上〕</p> <p>(情報活用支援室及び新事業支援推進官) 第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室及び新事業支援推進官一人を置く。</p> <p>2 情報活用支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関する事。 〔一 同上〕 〔二 同上〕 〔三 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>4 〔新設〕 〔同上〕</p> <p>〔検査監理室〕 第五十三条 企画課に、検査監理室を置く。 〔2・4 同上〕 〔新設〕</p>
--	--

6 貯金保険室に、室長を置く。

(調査官及び市場評価企画官)

第五十六条 事業政策課に、調査官及び市場評価企画官それぞれ一人を置く。

〔削る〕

2 〔削る〕

3 〔略〕

(消費者契約適正化推進室)

第五十七条 料金サービス課に、消費者契約適正化推進室を置く。

2 消費者契約適正化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七十三条の二第二項に規定する届出媒介等業務受託者に関すること。
- 二 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の提供に関する契約に関すること(電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものを除く。)
- 三 電気通信事業法第七十三条の二第一項の規定による届出の受理に関すること。

3 消費者契約適正化推進室に、室長及び消費者契約適正化調整官一人を置く。

4 消費者契約適正化調整官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち、電気通信役務の利用者の利益の保護に関する制度の整備その他の電気通信役務の利用の環境の整備についての調整に関する事務を行う。

(番号企画室及び企画官)

第五十八条 電気通信技術システム課に、番号企画室及び企画官一人を置く。

〔削る〕

2 〔削る〕

3 〔略〕

〔新設〕

(ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官)

第五十六条 事業政策課に、ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官それぞれ一人を置く。

2 ブロードバンド整備推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)
 - 二 事業政策課の所掌事務のうち、電気通信事業の用に供する線路を設置するための他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物の使用に関すること。
- 3 ブロードバンド整備推進室に、室長を置く。

4 〔同上〕

5 〔同上〕

(企画官)

第五十七条 料金サービス課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、料金サービス課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

〔新設〕

〔新設〕

(安全・信頼性対策室及び番号企画室)

第五十八条 電気通信技術システム課に、安全・信頼性対策室及び番号企画室を置く。

2 安全・信頼性対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電気通信技術システム課の所掌事務のうち、IPネットワーク及び端末機器に係る安全・信頼性の確保並びにこれらに係る電気通信事業者間等の連携の強化に関すること。
 - 二 非常事態における重要通信の確保に関すること(電波部の所掌に属するものを除く。)
- 安全・信頼性対策室に、室長を置く。

4 〔同上〕

5 〔同上〕

4 企画官は、命を受けて、電気通信技術システム課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

(企画官)

第五十九条 基盤整備促進課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、基盤整備促進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

〔削る〕

(企画官)

第六十条 利用環境課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、利用環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、国際統計交渉官一人、恩給管理官一人、恩給審査官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

〔2〕6 略

〔削る〕

7 略

8 略

9 恩給審査官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給を受ける権利の裁定に関すること(次項及び第十一項に規定するものを除く。)

〔二〕略

10 略

11 略

12 恩給支給官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給の支給に関する事務(第八項第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二項に規定するものを除く。)を助ける。

13 略

附則

(情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室の所掌事務の特例)

第十五条 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(前条第一項第一号に掲げるものを除く。)をつかさどる

〔新設〕

(企画官及び消費者行政調整官)

第五十九条 消費者行政第一課に、企画官及び消費者行政調整官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、消費者行政第一課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

3 消費者行政調整官は、命を受けて、消費者行政第一課の所掌事務のうち、電気通信役務の利用者の利益の保護に関する制度の整備その他の電気通信役務の利用の環境の整備についての調整に関する事務を行う。

(企画官)

第六十条 消費者行政第二課に、企画官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、消費者行政第二課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国際統計交渉官一人、恩給管理官一人、恩給審査官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

〔2〕6 同上

7 国際統計企画官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうち国際統計に関する重要事項についての企画及び立案を助ける。

8 同上

9 同上

10 恩給審査官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給を受ける権利の裁定に関すること(次項及び第十二項に規定するものを除く。)

〔二〕同上

11 同上

12 同上

13 恩給支給官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給の支給に関する事務(第九項第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二項に規定するものを除く。)を助ける。

14 同上

附則

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課保険計理監理官)

第十五条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に、当分の間、保険計理監理官一人を置く。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百六条に規定する郵便保険会社に係るもの（同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。）をつかさどる。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第八項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇三 略】

（恩給審査官の職務の特例）

第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇三 略】

（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の四 恩給審理官は、第七十五条第十項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇二 略】

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等の支給に関する事務（附則第十五条の二第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二条に規定するものを除く。）を助ける。

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇二 略】

2 保険計理監理官は、命を受けて、総務省組織令附則第二十条第一項第一号に規定する事務のうち保険数理その他の数理に関する事務を行う。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇三 同上】

（恩給審査官の職務の特例）

第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇三 同上】

（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の四 恩給審理官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇二 同上】

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等の支給に関する事務（附則第十五条の二第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二条に規定するものを除く。）を助ける。

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

【一〇二 同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和五年七月七日から施行する。